

# 熊本保健科学大学公的研究費不正使用防止計画

令和 5 年度

熊本保健科学大学では「熊本保健科学大学における公的研究費の取扱い及び不正使用防止に関する規程」第 14 条により、公的研究費の適正な運営及び管理を行うため、熊本保健科学大学公的研究費不正使用防止計画を以下のとおり定める。

## I 運営管理体制

①最高管理責任者：学長

本学における公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う。

②統括管理責任者：学術研究部長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

③コンプライアンス推進責任者：事務局長

部局等における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。

## II 不正使用防止計画

### 1. 責任体系の明確化

不正が発生しうる要因	取組内容
時間が経過することにより、責任意識が低下する。	<ul style="list-style-type: none"><li>不正使用防止計画推進室にて会議を実施する。(10月頃と3月頃)。</li><li>会議の内容については監事へ事後説明し、口頭・文書による講評を受け取ることとする。</li></ul>

### 2. 適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備

不正が発生しうる要因	取組内容
公的研究費の事務処理手続きに関するルールが理解されていない。	<ul style="list-style-type: none"><li>『研究費取扱い手引き』上の、公的研究費の手続きについての記載を適宜更新する。</li><li>全教職員へ旅費規程と旅費に係る補足事項を配付する。</li></ul>
コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。	<ul style="list-style-type: none"><li>『研究費取扱い手引き』上の、「熊本保健科学大学における公正な研究活動行為に関する行動規範」の記載に関して、適宜更新・個別指導する。</li></ul>
公的研究費の原資の大部分が税金によって賄われていることに対しての意識が欠如している。	<ul style="list-style-type: none"><li>常勤の教職員を対象に 3 年に 1 回、院生は在学中に 1 回、APRIN e-ラーニングプログラムの受講を義務付け、公的研究費に携わる者</li></ul>

	としての意識向上を図る。
不適切な会計処理を行っても、結果的に研究のために使用していれば許されるという認識の甘さがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>採用時に全教職員に対し、不正使用を行わない旨の誓約書を提出させる。</li> </ul>

### 3. 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定及び実施

不正が発生しうる要因	取組内容
不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施がされていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>APRIN e-ラーニングプログラムを利用した、研究費の不正使用等を発生させる要因の把握も含め、不正を誘発する原因にまでさかのぼって、防止する策を探る。</li> <li>不正使用防止計画推進室の運用について、必要に応じて適宜改善を図る。</li> </ul>

### 4. 公的研究費の適正な運営及び管理活動

不正が発生しうる要因	取組内容
予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究計画に基づき、定期的に Web システムによる予算施行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。</li> <li>執行率の低い研究者（本年度にて終了・繰越不可を含む）に対しては、メールによる勧告やヒアリングを行い、公的研究費の繰り越し、返還等の指導を行う。</li> </ul>
旅行事実の確認が不十分であるため、カラ出張や水増し請求を防止できない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>搭乗券の提出を徹底する。研究費の手引きに中の旅費の補足事項において、その中に必要書類(領収証)を明記し、事実確認に努める。</li> <li>新しい旅費規程に従って必要書類(領収証)の徹底に務める。</li> </ul>
教員発注物品（立替払い）の検収確認が不十分であるため、架空伝票操作による納品や預け先が防止できない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務部門（総務課または学科事務）による検収を実施する。</li> <li>第三者の検収が必須である旨「研究費取扱い手引き」により周知する。</li> </ul>
研究と直接関係ないと思われる物品を購入している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究関連の物品を購入する際は、発注前に学術研究部長による決裁を行う。</li> <li>発注・検収の際に、疑義が生じた物品がある場合には、発注者に確認を行う。また、研鑽費で発注する場合には、伺書に使用目的記載を求める。</li> </ul>
研究員等の勤務時間管理が厳密に行われていないため、実態の確認がで	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究員等の勤務時間管理が適正に行われていることについて、日常的に実証する方策及</li> </ul>

きておらず、カラ謝金が防止できない。	び不定期の調査等により実証する方策を検討する。
癒着防止に向けた取引業者の意識向上のための取組みができていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度取引総額が 100 万円以上の新規業者については、不正経理に協力しない旨の誓約書の提出を依頼する。</li> <li>業者との癒着による不正例等について、学内で情報共有し、不審な点があれば不正の可能性不明の段階から第一報を通報するように周知する。</li> <li>不正な取引を行った業者については、取引停止等の措置を講ずることにより、他業者への注意喚起を行う。</li> </ul>

## 5. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正が発生しうる要因	取組内容
通報窓口がわかりにくいため、不正が潜在化する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>通報窓口はホームページ等により周知徹底を継続する。</li> </ul>
使用ルール等の統一が図られていないため、誤った解釈で経費が執行される恐れがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口において、研究者等からの相談や質問は随時受け付ける。</li> <li>研究者等を対象とした公的研究費の取扱いに関する APRIN e-ラーニングプログラムを実施し、理解度の把握に努める。</li> </ul>

## 6. モニタリングの充実

不正が発生しうる要因	取組内容
不正使用の防止を推進する体制の検証及び不正使用発生要因に着目したモニタリングが不十分であるため、不正発生のリスクが存在する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部監査の結果を、不正使用防止計画推進室の会議にて報告する。</li> <li>不正使用防止計画推進室より、内部監査室に内部監査の実施を依頼し、9～10月に内部監査を実施する。</li> </ul>

## III 不正使用防止計画の点検・評価

公的研究費使用に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正使用防止計画について点検・評価を行い、見直しを図る。